

五島市沖の「促進区域」で異常を発見したらお知らせ下さい。

◎「促進区域」での異常とは？

- ・土砂の採取
- ・工作物などの設置
- ・海底の掘削や海底の形状を変更する行為
- ・廃物の投棄など

※但し、許可を受けて行うものは対象外です。

■連絡先

国土交通省 九州地方整備局
長崎港湾・空港整備事務所 保全課

電話 095-878-5203 (平日昼間)

電話 090-5486-8692 (休日及び夜間)

メール nagasaki kou008@docomo.ne.jp

